## 議案第89号

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の改正 に伴い、ホテル又は旅館に係る建築物移動等円滑化基準を変更する必要があるので、 本案を提出する。 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(平成19年3月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第2号中「70センチメートル以上」を「75センチメートル以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第4号において同じ。)が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上)」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 第2号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。

第14条の2中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項と する。

## 附則

- 1 この条例は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。)にすることを含む。以下この項において同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例の規定は適用しない。